

盛岡ガス株式会社定款

盛岡ガス株式会社定款

昭和42年 8月12日 改正
昭和44年 5月27日 改正
昭和48年 2月14日 改正
昭和50年 2月18日 改正
昭和51年 3月16日 改正
昭和52年 3月18日 改正
昭和54年 3月23日 改正
昭和57年 3月24日 改正
平成 2年 3月20日 改正
平成 3年 3月25日 改正
平成 6年 3月17日 改正
平成14年 3月20日 改正
平成15年 3月19日 改正
平成16年 3月19日 改正
平成19年 3月19日 改正
平成25年 3月19日 改正
平成29年 3月15日 改正
平成30年 3月20日 改正
平成31年 4月30日 改正

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、盛岡ガス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ガス事業
2. 液化石油ガスの供給販売
3. 住宅等のリフォーム工事
4. 太陽光発電システムの販売
5. 売電事業
6. 不動産の賃貸借、売買、仲介及び管理
7. 電気通信事業
8. 前各号に附帯する関連事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岩手県盛岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、320万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社は株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

2 次の各号に掲げる場合には、前項の承認があったものとみなす。

(1) 株主間の譲渡

(2) 当会社の役員を譲受人とする譲渡

3 取締役会が第1項の承認をしない場合、代表取締役は指定買取人を定めることができる。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿、新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては代表取締役が議長となる。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役、取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長を代表取締役として選定し、また必要に応じ、前項の役付取締役から、代表取締役を選定することができる。

3 代表取締役は、会社を代表し会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し議長となる。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮できる。

2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の数及び監査の範囲)

第 28 条 当会社の監査役は、3名以内とする。

2 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 31 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 33 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(期末配当金の除斥期間)

第 34 条 期末配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金には利息をつけない。